

## 矢吹町複合施設 (KOKOTTO) 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
KOKOTTOホール	昼間（9時～17時）	1時間当たり 540円	1時間当たり 1,600円	昼間・夜間の料金差を廃止し、同一料金に見直し
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 860円		
マルチルームA	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 600円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
マルチルームB	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 600円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
スタジオ	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 600円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
会議室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 600円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
和室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 600円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
クッキングスタジオ	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 600円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 430円		
アトリエ	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 600円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
附属設備使用料	冷暖房	各室の使用料に50パーセントを乗じて得た額		各部屋の使用料に含む
	舞台照明設備 (KOKOTTOホール)	10,000円以内で別に定める額	1時間当たり 200円	
	音響・映像設備 (KOKOTTOホール、マルチルーム)	10,000円以内で別に定める額	1時間当たり 200円	
	その他機器	3,000円以内で別に定める額	1時間当たり 200円	

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## 中畠公民館 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
イベント・会議室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 400円	昼間・夜間の料金差を廃止し、同一料金に見直し
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
調理・加工実習室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 400円	昼間・夜間の料金差を廃止し、同一料金に見直し
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 430円		
図書室・講義室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 400円	昼間・夜間の料金差を廃止し、同一料金に見直し
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
農事研修室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 400円	昼間・夜間の料金差を廃止し、同一料金に見直し
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
生活環境改善研修室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 400円	昼間・夜間の料金差を廃止し、同一料金に見直し
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
農事試験研究室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 400円	昼間・夜間の料金差を廃止し、同一料金に見直し
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 430円		
多目的ホール	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 600円	利用区分から廃止
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 430円		
全館	昼間（9時～17時）	1時間当たり 2,160円		利用区分から廃止
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 2,700円		
暖房使用料		1機1時間当たり 60円		利用区分から廃止
照明使用料（多目的ホール）		1時間当たり 110円		多目的ホールの使用料に含む

## 三神公民館 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
1階生活相談室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 400円	昼間・夜間の料金差を廃止し、同一料金に見直し
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
1階生活改善室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 400円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 430円		
2階研修室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 400円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
2階会議室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 400円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 430円		
2階視聴覚室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 400円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 430円		
2階図書室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 210円	1時間当たり 400円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 320円		
軽運動場	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 600円	
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 430円		
全館	昼間（9時～17時）	1時間当たり 2,160円		利用区分から廃止
	夜間（17時～21時）	1時間当たり 2,700円		
暖房使用料金		1機1時間当たり60円		利用区分から廃止
照明使用料（軽運動場）		1時間当たり110円		軽運動場の使用料に含む

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## 矢吹町文化センター 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
大ホール	昼間（9時～17時）	1時間当たり 3,240円	1時間当たり 4,860円	
	夜間（17時～22時）	1時間当たり 3,880円	1時間当たり 5,820円	
	全日（9時～22時）	42,120円	63,180円	
大ホール舞台のみ	昼間（9時～17時）	1時間当たり 1,620円	1時間当たり 2,430円	
	夜間（17時～22時）	1時間当たり 1,940円	1時間当たり 2,910円	
	全日（9時～22時）	21,060円	31,590円	
小ホール	昼間（9時～17時）	1時間当たり 1,080円	1時間当たり 1,620円	
	夜間（17時～22時）	1時間当たり 1,290円	1時間当たり 1,940円	
	全日（9時～22時）	14,040円	21,060円	
小ホール舞台のみ	昼間（9時～17時）	1時間当たり 540円	1時間当たり 810円	
	夜間（17時～22時）	1時間当たり 640円	1時間当たり 970円	
	全日（9時～22時）	7,020円	10,530円	
会議室	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 480円	
	夜間（17時～22時）	1時間当たり 400円	1時間当たり 600円	
	全日（9時～22時）	4,130円	6,240円	
楽屋 1	昼間（9時～17時）	1時間当たり 540円	1時間当たり 810円	
	夜間（17時～22時）	1時間当たり 640円	1時間当たり 960円	
	全日（9時～22時）	7,020円	10,530円	
楽屋 2	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 480円	
	夜間（17時～22時）	1時間当たり 400円	1時間当たり 600円	
	全日（9時～22時）	4,130円	6,240円	
楽屋 3	昼間（9時～17時）	1時間当たり 320円	1時間当たり 480円	
	夜間（17時～22時）	1時間当たり 400円	1時間当たり 600円	
	全日（9時～22時）	4,130円	6,240円	

## 矢吹町文化センター 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
冷暖房使用料	大ホール	1時間当たり 5,400円	1時間当たり 8,100円	
	小ホール	1時間当たり 540円	1時間当たり 810円	
	会議室	1時間当たり 110円	1時間当たり 160円	
	楽屋 1	1時間当たり 110円	1時間当たり 160円	
	楽屋 2	1時間当たり 110円	1時間当たり 160円	
	楽屋 3	1時間当たり 110円	1時間当たり 160円	
付属設備使用料	照明設備 (20種類)	320円～1,290円	照明設備 (17種類) 480円～1,930円	※対象設備の詳細は施設へお問い合わせください
	音響設備 (10種類)	210円～1,080円	音響設備 (9種類) 310円～1,620円	
	その他の設備 (29種類)	110円～3,240円	その他の設備 (17種類) 160円～4,860円	
	その他の設備 (内持込機材)	1キロワットにつき 320円	1キロワットにつき 480円	

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## ふるさとの森芸術村 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
ふるさとの森芸術村使用料	ふるさとの館伝習室	1時間当たり 210円	1時間当たり 300円	
	ふるさとの館企画展示室	1日当たり 2,160円	1日当たり 3,000円	
	あゆり館展示室	1日当たり 2,160円	1日当たり 3,000円	
	創作の館	1日当たり 2,160円	1日当たり 3,000円	
	陶芸の館陶芸室	1時間当たり 210円	1時間当たり 300円	
	陶芸の館陶芸窯	1時間当たり 210円	1時間当たり 300円	
暖房使用料	ふるさとの館伝習室 陶芸の館陶芸室 陶芸の館陶芸窯	1時間当たり 60円	1時間当たり 100円	

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## 体育施設使用料 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
体育施設使用料	矢吹球場	1時間当たり 320円	1時間当たり 500円	
	大池球場	1時間当たり 210円	無料	
	大池キャンプ場	無料	変更無し	
	町営相撲場	無料	変更無し	
体育施設付属設備使用料	矢吹球場（放送設備）	1時間当たり 270円		利用区分から廃止
	大池球場（夜間照明施設）	町在住者又は団体 30分当たり 1,290円	町在住者又は団体 30分当たり 2,000円	
		上記以外の者又は団体 30分当たり 1,620円	上記以外の者又は団体 30分当たり 2,500円	
学校体育施設照明使用料 (学校体育施設開放時)	町立小学校体育館	1時間当たり 110円	1時間当たり 200円	
	町立中学校体育館	1時間当たり 110円	1時間当たり 200円	
	町立小学校運動場	30分当たり 530円	30分当たり 800円	
	町立中学校運動場	30分当たり 1,080円	30分当たり 1,600円	

## 勤労者体育施設 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
勤労者体育館		1時間当たり 320円	1時間当たり 600円	
町民テニスコート	町内居住者及び町内勤務者	1面1時間当たり 320円	1面1時間当たり 500円	
	その他の者	1面1時間当たり 640円	1面1時間当たり 900円	
付属設備使用料	勤労者体育館（夜間照明）	1時間当たり 110円		体育館の使用料に含む
	町民テニスコート（夜間照明）	町内居住者及び町内勤務者 1時間当たり 320円	1時間当たり 500円	
		その他の者 1時間当たり 640円	1時間当たり 900円	

※1 大池球場、町民テニスコートについて、白河市、西郷村、泉崎村及び中島村にお住まいの方は、「白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用に関する協定」により、矢吹町民と同一の料金でご利用いただけます。

※2 改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## 矢吹町屋内外運動場（未来くるやぶき）

## 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
矢吹町屋内運動場基本使用料		無料	町在住者又は団体 100円	子ども一人につき (1クール当たり)
			上記以外の者又は団体 200円	
矢吹町屋外多目的コート基本使用料	町在住者又は団体	1時間当たり 3,000円	変更無し	
	上記以外の者又は団体	1時間当たり 4,500円	変更無し	
矢吹町屋外多目的コート照明使用料	町在住者又は団体	1時間当たり 800円	変更無し	
	上記以外の者又は団体	1時間当たり 1,000円	変更無し	

※1 白河市、西郷村、泉崎村及び中島村にお住まいの方は、「白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用に関する協定」により、矢吹町民と同一の料金でご利用いただけます。

※2 改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## 健康センター 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考	
老人福祉センター使用料	一般 (12歳以上60歳未満)	200円	無料		
	高齢者 (70歳以上)	無料			
	老人 (60歳以上70歳未満)	無料			
	子ども (6歳以上12歳未満)	無料			
あゆり温泉使用料 (1回券)	一般 (12歳以上60歳未満)	400円	一般 (12歳以上65歳未満) 600円	従来の5区分を2区分に見直し 「一般」「高齢者」の対象年齢を見直し	
	老人 (60歳以上70歳未満)	400円			
	高齢者 (70歳以上)	200円	高齢者 (65歳以上) 小学生 障がい者 300円		
	子ども (6歳以上12歳未満)	200円			
	障がい者	200円			
あゆり温泉使用料 (回数券: 12枚綴り)	一般 (12歳以上60歳未満)	4,000円	一般 (12歳以上65歳未満) 6,000円	従来の5区分を2区分に見直し 「一般」「高齢者」の対象年齢を見直し	
	老人 (60歳以上70歳未満)	4,000円			
	高齢者 (70歳以上)	2,000円	高齢者 (65歳以上) 小学生 障がい者 3,000円		
	子ども (6歳以上12歳未満)	2,000円			
	障がい者	2,000円			
あゆり温泉スタンド使用料		100リットル当たり 100円	50リットル当たり 100円		
屋内ゲートボール場使用料	町内 (8:30~12:00)	無料 (1クールあたり)	1時間当たり 100円		
	町内 (12:00~17:00)				
	町内 (17:00~21:00)				
	町外 (8:30~12:00)	600円 (1クールあたり)	1時間当たり 200円		
	町外 (12:00~17:00)				
	町外 (17:00~21:00)				
屋内ゲートボール場暖房料		1時間当たり 200円	変更無し		
屋内ゲートボール場電気料		1時間当たり 400円	変更無し		

## 健康センター 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
温水プール使用料 (1回券)	大人	500円	一般 (19歳以上65歳未満) 600円  高齢者 (65歳以上) 高校生以下 障がい者 300円	従来の6区分を2区分に見直し  「一般」「高齢者」の対象年齢を見直し
	老人 (60歳以上70歳未満)	300円		
	高齢者 (70歳以上)	200円		
	高校生	300円		
	小中学生	200円		
	障がい者	200円		
	全館 (専用使用)	5,000円		利用区分から廃止
温水プール使用料 (回数券: 12枚綴り)	大人	5,000円	一般 (19歳以上65歳未満) 6,000円  高齢者 (65歳以上) 高校生以下 障がい者 3,000円	従来の6区分を2区分に見直し  「一般」「高齢者」の対象年齢を見直し
	老人 (60歳以上70歳未満)	3,000円		
	高齢者 (70歳以上)	2,000円		
	高校生	3,000円		
	小中学生	2,000円		
	障がい者	2,000円		
温水プール使用料 (定期券: 6か月)	大人	10,000円	一般 (19歳以上65歳未満) 12,000円  高齢者 (65歳以上) 高校生以下 障がい者 6,000円	従来の6区分を2区分に見直し  「一般」「高齢者」の対象年齢を見直し
	老人 (60歳以上70歳未満)	6,000円		
	高齢者 (70歳以上)	4,000円		
	高校生	6,000円		
	小中学生	4,000円		
	障がい者	4,000円		

※1 あゆり温泉の入浴料について、100円の入湯税を含みます。（12歳以上の利用者が対象）

※2 屋内ゲートボール場について、白河市、西郷村、泉崎村及び中島村にお住まいの方は、「白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用に関する協定」により、矢吹町民と同一の料金でご利用いただけます。

※3 改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## 矢吹町コミュニティプラザ 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
基本使用料	コミュニティルーム	1時間当たり 110円		利用区分から廃止
	自由通路	1日当たり 10円	1月当たり 1,000円	ポスターを掲示する場合で1枚につき加算
	展示コーナー	1日当たり 100円		利用区分から廃止
冷暖房使用料	コミュニティルーム	1時間あたり 430円		利用区分から廃止

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## 有料公園施設 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
大池公園管理棟	体験学習室	1回1日当たり 1,100円	1時間当たり 200円	使用単位の見直し
	エントランスホール	1回1日当たり 2,000円	1時間当たり 200円	
	トレーニングルーム	1回1日当たり 1,300円	1時間当たり 200円	
日本庭園	四阿	1回1日当たり 2,200円	1時間当たり 400円	使用単位の見直し
	和室	1回1日当たり 1,000円	1時間当たり 400円	
	茶室	1回1日当たり 1,300円	1時間当たり 400円	
中町ポケットパーク多目的広場付属施設・設備使用料	持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計 1キロワット当たり1時間（持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワット以下の場合を除く） 50円	持込電気器具に表示されている消費電力の合計1キロワット当たり1時間（持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワット以下の場合を除く） 100円	
公園占用料	水道管、下水道管その他これらに類するもの（外径0.4メートル以上のもの）	管類の長さ1年1メートル 200円	管類の長さ1年1メートル 400円	

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## 町営駐車場使用料町営駐車場 料金改定一覧

区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	備考
普通駐車使用料 (駅前東口第1駐車場)	入場後最初の2時間まで	無料	入場後最初の1時間まで100円 以降1時間ごとに100円加算 (24時間最大料金600円)	
	2時間を超え4時間まで	200円		
	4時間を超え6時間まで	300円		
	6時間を超え8時間まで	400円		
	8時間を超え24時間まで	500円		
	24時間を超えた場合	上記使用料を加算		
	定期駐車使用 (1か月)	月額 5,000円	月額 4,000円	

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## 矢吹町手数料条例に定める手数料 改正内容一覧

区分	改正前料金	改正後料金	備考	所管課
住所証明手数料	1件につき200円	1件につき300円		総合窓口課 (電話番号 : 0248-42-2114)
印鑑証明手数料	1件につき200円	窓口交付 1件につき300円 コンビニ交付 1件につき200円		
住民票謄本等交付手数料	1通につき200円  住民票の謄本は、5人までを200円とし、6人以上10人までを400円とし、11人以上は600円とする。	窓口交付 1通につき300円 コンビニ交付 1通につき200円	人数ごとの料金加算を廃止	
印鑑登録証交付手数料	1件につき200円 印鑑登録証の再交付は1件300円	1件につき300円 印鑑登録証の再交付は1件300円		
土地証明手数料	1件につき200円  土地は5筆をもって1件とし、これを超えるときは土地1筆を増すごとに40円を加算し徴収する。	1枚につき300円		
建物証明手数料	1件につき200円  建物は5筆をもって1件とし、これを超えるときは建物1筆を増すごとに40円を加算し徴収する。	1枚につき300円	土地・建物の件数が増えるごとに料金を加算していたものを、証明書の枚数ごとに料金を加算	
土地図面複写手数料	1筆につき200円	1枚につき300円		
公簿閲覧手数料	1件につき200円  1種類1回を30分をもって1件とする。ただし、図面は1枚1回をもつて1件とし、土地課税台帳は1納税義務者1回をもつて1件とする。	1件につき300円  種類1回を30分をもって1件とする。ただし、図面は1枚1回をもつて1件とし、土地課税台帳は1納税義務者1回をもつて1件とする。		
所得証明手数料	1件につき200円	1件につき300円		
課税（非課税）証明手数料	1件につき200円	窓口 1件につき300円 コンビニ交付 1件につき200円		
その他証明	1件につき200円	1枚につき300円	納税証明書、法人所在証明書、資産証明書等が対象	まちづくり推進課 (電話番号 : 0248-42-2112)
地縁団体証明	1件につき200円	1件につき300円		

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

## その他手数料 改正内容一覧

条例名	区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	所管課
矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例	矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料	複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円	1枚 20円	総務課 (電話番号 : 0248-42-2117)
		複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 100円	1枚 200円	
		電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円	1枚 20円	
		電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 100円	1枚 200円	
矢吹町固定資産評価審査委員会条例の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料 矢吹町固定資産評価審査委員会条例	矢吹町固定資産評価審査委員会条例の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料	複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円	1枚 20円	総務課 (電話番号 : 0248-42-2117)
		複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 100円	1枚 200円	
		電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円	1枚 20円	
		電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 100円	1枚 200円	
矢吹町下水道条例	工事指定店登録手数料		1件につき5,000円	1件につき10,000円	上下水道課 (電話番号 : 0248-44-5152)
	工事指定店登録更新手数料		1件につき3,000円	1件につき5,000円	
矢吹町水道事業給水条例	設計審査手数料	50,000円未満	500円	1,000円	
		50,000円以上200,000円未満	1,000円	2,000円	
		200,000円以上500,000円未満	1,500円	3,000円	
		500,000円以上1,000,000円未満	3,000円	5,000円	
		1,000,000円以上	工事費の0.5%に相当する額	工事費の1.0%に相当する額	
	各種証明手数料		1件につき 200円	1件につき 300円	
	給水装置工事道路占用許可申請手数料	国道	1件につき 2,000円	変更無し	
		県道（農道を含む。）	1件につき 1,500円	1件につき 2,000円	

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。